

「審判請求書」作成見本

無効審判：実用

特許 印紙 50,000	特許 印紙 5,000
--------------------	-------------------

(55,000 円)

平成5年12月31日まで  
にされた実用新案登録出願  
に係る無効審判の場合

## 審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

### 1 審判事件の表示

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案登録無効審判事件

### 2 審判の請求に係る請求項の数 1

### 3 請求人

住所（居所）	東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
電話番号	03-1234-1234
ファクシミリ番号	03-1234-1235
氏名（名称）	株式会社オツノ
代表者	乙野太郎

### 4 代理人

（識別番号）	100XXXXXX
住所（居所）	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
氏名（名称）	弁理士 代理 一郎

（識別番号）	100XXXXXX
住所（居所）	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称）	弁理士 代理 次郎

連絡先

担当

5 被請求人

住所（居所）

東京都中央区銀座〇丁目 5〇番〇号

氏名（名称）

実用株式会社

6 請求の趣旨

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号考案の請求項 1 に係る考案についての実用新案登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

7 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第1項第2号（実用新案法第37条第1項第1号）

請求項	本件登録実用新案	証拠
1	A. …………… B. …………… C. ……………  ・ ・ ・	甲第1号証(……………) ・ 第〇頁第〇行…………… A. …………… B. ……………  甲第2号証(……………) ・ 証人〇〇〇〇 ・
理由の要点	(請求項1) 本件考案は……………	

(2) 手続の経緯

出願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

出願公告

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(実公平〇〇-〇〇〇号)

## (3) 無効審判請求の根拠

本件実用新案登録の請求項1に係る考案はその出願前に日本国内で販売された〇×株式会社のYZ2001型の〇〇装置に係る考案であるから、実用新案法第3条第1項第1号に規定する実用新案登録出願前に日本国内で公然実施された考案であるので、本件実用新案登録は同法第37条第1項第1号に該当し、無効とすべきものである。

## (4) 本件実用新案登録を無効にすべきである理由

## ① 本件登録実用新案

本件実用新案登録の請求項1に係る考案は、本件実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付した実用新案登録請求の範囲の請求項1に記載されたとおりの「……」であり、……という作用効果を奏するものである。

## ② 先行技術考案が存在する事実及び証拠の説明

甲第1号証は、〇×株式会社が本件実用新案登録の出願前の〇〇〇〇年〇月に作成したYZ2001型装置の設計図及びその説明書であり、当該設計図の上図には、××手段（図番13）、××手段に対して〇〇するための〇〇〇（図番10）を設けた装置が記載されている。

このYZ2001型装置が上記の設計図と同じ構造を有していたものであることについては、当時の製造責任者であった鈴木〇〇の証言により立証する。

甲第2号証は、YZ2001型装置のカタログであって、当該カタログの第3頁にはYZ2001型装置が記載されている。また、当該カタログの第6頁には〇〇〇〇年に発行されたものであることが記載されており、YZ2001型装置は〇〇〇〇年〇〇月頃から製造、販売されていた事実を示している。

甲第3号証は、□□□株式会社の平成3年度の仕入れ帳の写しであり、当該仕入れ帳の第〇〇頁には、本件考案の出願前の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、第〇×頁には、〇〇〇△年△△月××日に、□□□株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していた記録が記載されている。

そして、この仕入れ帳に記載の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇〇△年△△月××日に、□□□株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していた事実について、証人高橋〇〇の証言により立証する。

## ③ 本件登録実用新案と先行技術考案との対比

YZ2001型装置の構成は、甲第1号証及び甲第2号証によると「××手段、……○○○を設けた装置」である。

YZ2001型装置と本件実用新案登録の請求項1に係る考案とを対比すると、YZ2001型装置の××手段は、本件実用新案登録の請求項1に係る考案の○○手段に、YZ2001型装置の××手段は本件実用新案登録の請求項1に係る考案の○○手段……に、各々相当するから、YZ2001型装置は、本件実用新案登録の請求項1に係る考案と同一の構成を有している。

そして、当該YZ2001型装置は、甲第2号証及び甲第3号証に記載された事実によると、本件実用新案登録の出願前に公然と販売されていたものである。

(5) むすび

したがって、本件実用新案登録の請求項1に係る考案は、その出願前に公然実施された考案であるので、実用新案法第3条第1項第2号に規定する考案に該当し実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第1号に該当し、無効とすべきである。

## 8 証拠方法

### (1) 書証

#### ① 甲第1号証

YZ2001型装置の設計図及びその説明書であり、同装置が××手段、及び××手段に対して○○するための○○○を設けていることを証明する。

#### ② 甲第2号証

YZ2001型装置のカタログであり、同装置が令和○○年○○月頃から製造、販売されていた事実を証明する。

#### ③ 甲第3号証

□□□株式会社の平成○○年度の仕入れ帳の写しであり、令和○○年△△月××日に、□□□株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していたことを証明する。

### (2) 証人

#### ① 鈴木○○

東京都○○区○○一丁目1番1号

○×株式会社○○部長

鈴木○○氏は、○○○○年当時の○×会社の製造責任者であり、YZ2001型装置が甲第1号証の設計図と同じ構造を有していたものであることを証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

#### ② 高橋○□

埼玉県○○市○○一丁目1番1号

□□□株式会社○○課長

高橋○○氏は、甲第3号証の仕入れ帳に記載の○○○○年○○月○○日ないし○○○年△△月××日当時の□□□株式会社の仕入れ、販売の担当者であり、□□□株式会社が当時、YZ2001型装置を仕入れ、販売していた事実について証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

9 添付書類の目録

甲第1号証	正本1通及び副本2通
甲第2号証	正本1通及び副本2通
甲第3号証	正本1通及び副本2通
尋問事項書	正本1通及び副本2通
審判請求書	副本2通
委任状	1通
証拠説明書	正本1通及び副本2通

尋 問 事 項 書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号 無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

2 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名（名称） 株式会社オツノ

代表者 乙野太郎

3 証人 高橋 〇〇

4 尋問事項

- (1) 〇〇〇〇年当時の証人の職業について
- (2) 証人と甲第3号証の仕入れ帳との関係について
- (3) 甲第3号証の仕入れ帳に記載の、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日ないし△△△  
△年△△月××日当時に仕入れた装置はどのような名称及び構造の装置  
でしたか
- (4) 当時仕入れた装置は、甲第1号証の設計図に記載された××手段、及び  
××手段に対して〇〇するための〇〇〇を設けているものでしたか
- (5) その装置は、その後どのように扱われましたか
- (6) その他関連事項について

5 尋問に要する見込みの時間

45分